

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年10月22日

佐賀県人事委員会委員長 伊 藤 正

**佐賀県人事委員会規則第25号**

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年佐賀県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
別表（第1条、第2条関係）				別表（第1条、第2条関係）			
地方公共 団体名	機関		職員	地方公共 団体名	機関		職員
鳥栖市	略			鳥栖市	略		
	出先機関	略			出先機関	略	
		小学校	校長 副校長 教頭 事務長（学校運営支援室長の職にある者に限る。）			校長 副校長 教頭 <u>統括事務長</u> （ <u>学校運営支援室長の職にある者に限る。</u> ） 事務長（学校運営支援室長の職にある者に限る。）	
	中学校	校長 副校長 教頭 事務長（学校運営支援室長の職にある者に限る。）	校長 副校長 教頭 <u>統括事務長</u> （ <u>学校運営支援室長の職にある者に限る。</u> ） 事務長（学校運営支援室				

改正前				改正後			
							長の職にある者に 限る。)
略				略			
神崎市	出先機関	略		神崎市	出先機関	略	
		小学校	校長 教頭 事務 長（学校運営支援 室長の職にある者 に限る。）			小学校	校長 教頭 <u>統括 事務長（学校運営 支援室長の職にあ る者に限る。）</u> 事 務長（学校運営支 援室長の職にある 者に限る。）
		中学校	校長 教頭 事務 長（学校運営支援 室長の職にある者 に限る。）			中学校	校長 教頭 <u>統括 事務長（学校運営 支援室長の職にあ る者に限る。）</u> 事 務長（学校運営支 援室長の職にある 者に限る。）
略				略			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。